

鎌ヶ谷市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（案）制定の骨子

【生産緑地地区の面積要件の引下げ】

1 条例制定の背景

都市農地は、平成28年5月に国が策定した「都市農業振興基本計画」において、都市農業の多様な機能の発揮を果たすものとして「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと位置付けが大きく転換されました。これに伴い、平成29年6月に生産緑地法が施行され、生産緑地地区を定める場合に必要とされていた一団の500平方メートル以上の規模要件を、市が条例を定めることで300平方メートルまで引き下げることが可能となりました。

2 条例制定の内容

生産緑地地区の区域の規模を「300平方メートル以上」とすることを定めます。

3 条例制定の目的

小規模な農地においても災害時の避難場所や生活の中で、身近に緑に触れ合える場等としての緑地機能の発揮を期待し、良好な都市環境の形成を図ることができます。

このことで、これまで生産緑地の指定対象とされていない500平方メートルを下回る小規模な農地は、生産緑地地区の指定面積の要件を条例で定めることができる下限値の300平方メートルまで引下げることによって、小規模な農地を含む市街化区域内農地の保全につながり、良好な都市環境の形成に寄与します。

また、人口減少、少子高齢化に伴う[※]低未利用地の発生抑制、災害時における避難空間の確保、身近に緑に触れ合える場としての緑地機能の発揮、既に指定されている生産緑地地区の[※]道連れ解除の防止を目的とします。

[※]低未利用地・・・市街地で、駐車場や空き地などの低利用、未利用の土地の総称

道連れ解除・・・生産緑地地区の中には、500㎡に満たない複数の所有者の土地で一団を形成し、「500㎡以上の要件を満たしている地区があり、所有者の一部の方に生産緑地を解除する要件（主たる従事者の死亡等）が生じたとき、残存する土地の面積が500㎡未満となるときは、当該土地も生産緑地地区が解除されること。

4 条例の施行時期

令和2年4月1日予定